

岡山県公報

発行 岡山県



岡山県公報 発行 岡山県 		目次	目次 (県例規集登載)	担当課(室)
【告示】 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分 【公告】 ○ 公共測量の実施 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【公安委員会】 ○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正	健康推進課 〃 〃 〃 障害福祉課 〃 〃 〃 港湾課 監理課 建築指導課 交通企画課	する規則	目次	担当課(室)

◎岡山県告示第四百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年十月四日

指定した医療機関

名称

訪問看護ステーションPLUS備前

所在地

備前市西片上一三七四

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和六年十月一日

◎岡山県告示第四百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年十月四日

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

岡山県知事 伊原 隆 太

クオール薬局高梁南町店

高梁市南町七九

令和六年十月一日

大手町薬局メディカルケーシー

津山市河辺九三三一六

令和六年十月一日

こんこうファーマシー薬局

浅口市金光町占見新田七四〇一

令和六年十月一日

◎岡山県告示第四百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年十月四日

指定を辞退した医療機関

名称

ひまわり薬局

所在地

玉野市田井三―五―一七

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和六年九月三十日

◎岡山県告示第四百四十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和六年九月十七日次のとおり指定した。
令和六年十月四日

一 指定した医師		岡山県知事 伊原木 隆 太	
指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
坂手 陽子	肢体不自由	医療法人平野同仁会 総合病院 津山第一病院	津山市中島四三八
澤田 隆	肢体不自由	医療法人平野同仁会 総合病院 津山第一病院	津山市中島四三八
谷本 尚吾	肢体不自由、心臓、呼吸器	美作市立大原病院	美作市古町一七七―九
徳永 宣之	心臓	一般財団法人津山慈風会 津山中央病院	津山市川崎一七五六

◎岡山県告示第四百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年十月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

訪問看護ステーションPLUS備前

備前市西片上一三七四

訪問看護（腎臓）

令和六年十月一日

さくら薬局正田店

新見市正田二七―三

調剤

令和六年十月一日

◎岡山県告示第四百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年十月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類 腎臓に関する医療 腎臓に関する医療	更新年月日
笠岡第一病院	笠岡市横島一九四五	調剤	令和六年十月一日
金光病院	浅口市金光町占見新田七四〇	調剤	令和六年十月一日
すぎはら薬局	井原市高屋町四―二四―九	調剤	令和六年十月一日
とんぼ薬局	総社市真壁一五八―六	調剤	令和六年十月一日
ザグザグ薬局町苅田店	赤磐市町苅田九四〇―一	調剤	令和六年十月一日
真庭中央薬局	真庭市上市瀬三四二	調剤	令和六年十月一日
クオール薬局高梁店	高梁市落合町阿部二一四三―五	調剤	令和六年十一月一日

◎岡山県告示第四百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年十月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

辞退年月日

すずらん薬局

津山市田町八六―四

調剤

令和六年八月二十日

ひまわり薬局

玉野市田井三―五―一七

調剤

令和六年九月三十日

◎岡山県告示第四百五十一号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和六年十月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二四インチ 白	一台	不明
二六インチ 銀	一台	不明
二六インチ 黒	一台	不明
二六インチ 青	一台	不明

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和六年八月十九日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三―三一―三二二一

〔五二二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市玉島乙島地内	測量区域
公共測量（現地測量等）	測量の種類
令和六年十月一日から同年十一月二十九日まで	測量期間

令和6年10月4日 岡山県公報 第12640号

〔五二三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字鷺瀬一〇五番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市岡谷二五七番一

橋本 貴之

三 許可年月日及び許可番号

令和六年六月七日岡山県指令建指第一一一号

◎岡山県公安委員会規則第九号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月四日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百二十条第一項の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。